後期高齢者医療制度のご案内

4月から、75歳以上の方を対象とした「後期高齢者医療制度」が始まりました。今回はこの制度の概要をお知らせします。

●対象(被保険者)の方には被保険者証を送付

後期高齢者医療制度（以下「本制度」）の被保険者となるのは、75歳以上の方（一定以上の障害があり、認定を受けた65歳以上の方を含む）です。

これまでの医療保険（会社の健康保険や共済組合、国民健康保険等）から、本制度の被保険者になります。

75歳になった方には、新しい「後期高齢者医療被保険者証」を送付しました。

これから75歳になる方には、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」）から保険証が届きます。

●保険料と納付方法（表1・2）

保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計額で、被保険者一人一人が負担します。算定基準は、県内同一です。

納付方法は、年額18万円以上の年金を受給している方は、原則として年金からの天引きとなります（特別徴収）。

また、年額18万円未満や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える方などは、7月中旬にお送りする納付書で納めてください（普通徴収）。

●保険料の軽減措置（表3）

所得の低い世帯の被保険者の方は、均等割額が軽減されます。ただし、遺族年金や障害年金を受給中などの理由で、市民税の申告をしていない方は、軽減対象外となりますので、必ず申告してください。

また本制度に加入する直前まで会社の健康保険（被用者保険）の被扶養者だった方も、保険料が軽減されます。

●老人保健制度で医療を受けていた65～74歳の方 制度加入を撤回できます

これまで老人保健制度で医療を受けていた方は、4月から自動的に本制度に移行しています。

ただし、一定の障害があり、障害者認定を受けて老人保健制度で医療を受けていた65歳から74歳までの方は、**申請により**本制度を撤回できます。ただし、さかのぼっての撤回はできません。また、4月以降に手続きをした場合は、加入月分の後期高齢者医療保険料が発生します。

なお、75歳到達までは、一度取り下げをしても、再度障害者認定を行うことが可能です。

※本制度に移行した場合と撤回した場合とでは、医療費の負担額などに変更が生じます。変更内容は個人により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

●医療の給付内容（表4）

医療の給付内容は、これまでの「老人保健制度」と同様です。

●健康診査事業を実施

生活習慣病の早期発見や重症化の予防のために、被保険者の方を対象に無料で健康診査を実施します。

対象の方には受診券を送付しましたので、指定医療機関へ予約の上、受診券と保険証を持参して受診してください。

※後期高齢者医療制度には、人間ドック費用助成事業はありません。

問 保険年金課（☎235・4595）、神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局（☎045・440・6700）。

◆受診は「指定医療機関」へ ～市外にもあります～

特定健康診査
後期高齢者健診
介護予防健診

今年度スタートした特定健康診査、後期高齢者健診、介護予防健診は、いずれも指定医療機関で受診することになっています。受診の際は予約の上、受診券と健康診査票・保険証を持参してください。

なお、指定医療機関は市内のほか座間市・綾瀬市・厚木市内にもありますので、詳しくはお問い合わせください（市ホームページでも紹介しています）。

問 保険年金課（☎235・4594）。

表1 平成20年度保険料の算定方法

保険料（年額）上限50万円 ＝ 均等割額 39,860円 ＋ 所得割額 ｛平成19年中の総所得金額等 － 基礎控除額（33万円）｝ × 所得割率（7.45%）

※土地建物等の譲渡所得や確定申告した株式譲渡所得が含まれます
※青色専従者給与等控除が適用されます

表2 年金から天引き（特別徴収）

年6回の年金の定期支払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。前年の所得が確定していない4月・6月・8月は、仮に算定した保険料額が天引きされ（仮徴収）、前年の所得が確定した後は、年間の保険料額から仮徴収分を差し引いた額が、10月・12月・2月の3期に分けて天引きされます（本徴収）。

○対象…老齢・退職（基礎）年金、遺族年金、障害年金が、年額18万円以上の方
※介護保険料との合計額が年金の2分の1を超える場合は天引きされません。
※複数の年金を受け取っている場合は、合算ではなく優先される年金が対象となります。
※平成20年4月から対象となった方には、特別徴収開始通知を4月上旬に送付しています。

仮徴収			本徴収		
4月（1期）	6月（2期）	8月（3期）	10月（4期）	12月（5期）	2月（6期）

納付書で納付（普通徴収）

7月中旬に市から送付する納付書で、年間9回の納付期限までに納めます。

○対象…老齢・退職（基礎）年金、遺族年金、障害年金が、年額18万円未満の方

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月31日	1月30日	2月28日	3月31日

※納期限が土日祝のときは、金融機関の翌営業日

保険料の納付は簡単便利な口座振替で！

表3 低所得者世帯に対する軽減

●所得の低い方は保険料の「均等割額」が世帯の所得により、7割、5割、2割軽減されます。

軽減割合	被保険者本人と世帯主および同じ世帯の他の被保険者の総所得金額等
7割	33万円を超えない世帯
5割	33万円+24.5万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主は除く）を超えない世帯
2割	33万円+35万円×被保険者数を超えない世帯

※軽減判定の対象となる総所得金額等の算定では、基礎控除（33万円）の控除はありません
※65歳以上の方にかかる税法上の公的年金等控除を受けている方は、年金所得から15万円を控除した額で判定します

被用者保険の被扶養者だった方に対する軽減

●対象
75歳以上の方（一定の障害があり、認定を受けた65歳以上の方を含む）で、後期高齢者医療の被保険者になる前日（平成20年3月31日または75歳の誕生日の前日）において、被用者保険（注）の被扶養者となっている方

後期高齢者医療制度に加入後2年間は、所得割額が課されず、均等割額が5割軽減されます。また、平成20年度の特別措置として、平成20年4月から9月までは、保険料の負担はありません。10月から21年3月までは保険料の9割が軽減されます。

この措置は、被用者保険からの情報を元に適用しますので、情報提供が遅れた場合、当面の保険料は納付書で納付してください。なお、その期間に生じた差額は、後日還付します。

（注）政府管掌保険や企業の健康保険、公務員の共済組合等、いわゆる「サラリーマン」の健康保険であり、**国民健康保険は該当しません。**

表4 後期高齢者医療で受けられる給付

＊これまでの老人保健制度と同様の給付が受けられます

○療養の給付（病気やけがの治療を受けたとき）
○入院時食事療養費（入院したときの食事代）
○入院時生活療養費（療養病床に入院したときの食事代・居住費）
○保険外併用療養費（差額を負担して医療を受けたとき）
○療養費
○訪問看護療養費（訪問看護サービスを受けたとき）
○移送費（緊急の入院や転院で移送が必要になったとき）
○高額療養費（1カ月に払った自己負担額が一定額を超えたとき）
○葬祭費（被保険者が死亡したときに、葬祭を行った方に対して支給されます）
○特別療養費

※いずれも申請は市役所へ。後日、広域連合から支給決定通知書が発送されます。

〔平成20年4月から新設される給付「高額介護合算療養費」〕

高額な自己負担を軽減するため、医療保険と介護保険の自己負担額を合算した年間の合計額が、一定額を超える場合に「高額介護合算療養費」が支給されます。

地元で買ってハワイへGO ～7月13日まで実施中～

抽選でハワイ旅行などが当たる「地元で買ってハワイへGO」を実施中です。

これは、地域商業の活性化と販売促進の支援を目的に実施する事業です。この機会に地元店舗をご利用ください。

ポスターとのぼり旗が目印

▽実施期間　7月13日日まで。参加店舗は店頭にポスターとピンク色ののぼり旗を掲出しています　▽応募方法　店舗ごとに設定されている金額以上の買物でもらえる抽選券に必要事項を記入の上、期間中に店頭の応募箱へ投函してください（抽選券は、参加店舗で無くなり次第終了）　▽賞品　**1等**…ハワイ旅行ペア（30万円相当）1本、**2等**…国内旅行券（2万円相当）5本、**3等**…東京ディズニーリゾート1dayパスポート20本、**4等**…参加店舗で使えるお買い物券（3000円分）550本、**ラッキー賞**…参加店舗で使えるお買物券（2000円分）300本。このほかダブルチャンスとして別途、賞品を用意している店舗や商店会があります。また抽選に漏れた方の中から海老名の特産品が当たるトリプルチャンスもあります　▽当選発表　当選者（1等～3等）の氏名は8月15日金に商工会館玄関前に張り出します。また、商工会議所ホームページ、商工会議所ニュース9月1日号にも掲載します（4等とラッキー賞の発表は、発送をもってかえさせていただきます）。

問 地元で買ってハワイへGO実行委員会（海老名商工会議所内、☎231・5865）。